

国立大学法人大分大学非常勤職員の介護休業等に関する規程

平成17年4月1日制定

(趣旨等)

- 第1条 この規程は、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第21条の3第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学に勤務する非常勤職員の介護休業等に関して必要な事項を定め、家族の介護を行う非常勤職員の継続的な勤務の促進を図り、もって非常勤職員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、非常勤職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 非常勤職員の介護休業等に関する事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、「介護休業」とは、非常勤職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
- 2 前項に規定する対象家族とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (1) 配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）
 - (2) 実父母又は養父母
 - (3) 実子又は養子
 - (4) 配偶者の実父母又は養父母
 - (5) 祖父母
 - (6) 兄弟姉妹
 - (7) 孫
 - (8) 職員と同居している者であって、次に掲げるもの
 - ア 職員の継父母
 - イ 配偶者の継父母
 - ウ 子の配偶者
 - エ 配偶者の連れ子
 - (9) その他学長が必要と認める者

(介護休業)

- 第3条 非常勤職員は、就業規則第21条の3第2項の規定により、学長に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族を介護するため、介護休業をすることができる。ただし、申出時点において、次の各号に該当する非常勤職員に限る。
- (1) 介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれる非常勤職員
 - (2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない非常勤職員

(介護休業の適用除外者)

- 第4条 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤職員は介護休業をすることができない。

(介護休業の申出)

- 第5条 介護休業を取得しようとする非常勤職員は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の1週間前の日までに別に定める介護休業申出書に証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。なお、介護休業中の非常勤職

員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き介護休業を取得しようとする場合には、更新された雇用契約期間の初日を介護休業開始予定日として、別に定める介護休業申出書によりあらかじめ学長に再度の申出を行うものとする。

- 2 前項の申出において、介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日である場合には、学長は当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までのいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 学長は、第1項の申出があった場合には、次の各号に掲げる日までに介護休業を申し出た非常勤職員に別に定める介護休業取扱通知書を交付しなければならない。
 - (1) 介護休業の申出が介護休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 介護休業開始予定日の2日前
 - (2) 第2項の規定により介護休業開始予定日を指定する場合 介護休業の申出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日（その日が介護休業申出に係る介護休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、介護休業開始予定日）
- 4 第3条ただし書、前条及び第2項の規定は、第1項後段に規定する介護休業の申出をする場合にあっては、これを適用しない。

(介護休業の取得回数及び期間)

第6条 介護休業を取得できる回数は、対象家族が一の要介護状態に至るごとに3回を上限とし（前条第1項後段に規定する介護休業の申出の場合を除く。）、その期間は、通算して93日の範囲内で、別に定める介護休業申出書により、非常勤職員が申し出た期間とする。

(介護休業期間の終了)

- 第7条 介護休業を取得している非常勤職員が、次の各号の一に該当することとなった場合は、介護休業はその事由が生じた日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。
- (1) 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
 - (2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により、介護休業に係る対象家族と非常勤職員との親族関係が消滅したとき。
 - (3) 非常勤職員が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより、自ら対象家族を介護することが困難な状態となったときのほか、介護休業期間に通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。
 - (4) 介護休業をしている非常勤職員が無給休暇（産前産後）を取得するとき。
 - (5) 介護休業をしている非常勤職員が新たに介護休業又は育児休業を取得するとき。
- 2 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める介護状況変更届に必要な応じて、証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。
 - 3 学長は、前項の届出があった場合には、非常勤職員に別に定める介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(介護休業終了予定日の変更)

- 第8条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業終了予定日の1週間前の日までに別に定める介護休業期間変更申出書により学長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。
- 2 学長は、前項の申出があった場合には、当該非常勤職員に別に定める介護休業期間変更通知書を交付しなければならない。

(介護休業中の身分等)

第9条 介護休業をしている非常勤職員は、非常勤職員としての身分を保有する（介護休業申出をした時占めていた職名を含む。ただし、申出をした後職名を異動した場合には、異動後の職名）が、職務に従事しない。

(介護休業中の給与)

第10条 介護休業している期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するほか、介護休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについては、国立大学法人大分大学非常勤職員給与規程（平成16年規程第35号。以下「給与規程」という。）による。

(介護休業期間の満了)

第11条 学長は、介護休業期間が満了する場合には、非常勤職員に別に定める介護休業満了確認通知書を交付しなければならない。

(職務復帰及び教育訓練)

第12条 非常勤職員は、第7条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合又は介護休業期間が満了したときには、原則として、休業直前の部署及び職務に復帰するものとする。

2 学長は、1か月以上の介護休業を取得した非常勤職員の職務復帰に当たっては、当該非常勤職員の申出に基づき、職場適応性及び職業能力の維持・回復を図ることを目的として、職務復帰前又は職務復帰後において教育訓練を実施するものとする。

(介護休業申出の撤回)

第13条 介護休業の申出をした非常勤職員は、介護休業開始予定日（第5条第2項の規定により学長が介護休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された介護休業開始予定日）の前日までに、別に定める介護休業撤回申出書により学長に申し出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。

2 学長は、前項の申出があった場合には、非常勤職員に別に定める介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業)

第14条 この規程において「介護部分休業」とは、非常勤職員が要介護状態にある対象家族を介護するため、1日を通じて非常勤職員が国立大学法人大分大学に勤務する非常勤職員の勤務時間等に関する規程（平成16年規程第36号。以下「勤務時間規程」という。）により定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、非常勤職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、30分単位とする休業をいう。

(介護部分休業の申出)

第15条 介護部分休業を取得しようとする非常勤職員は、介護部分休業を開始しようとする日の1週間前の日までに別に定める介護部分休業申出書に証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

(介護部分休業の適用除外者)

第16条 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる非常勤職員は介護部分休業をすることができない。

- (1) 勤続勤務期間が1年未満の非常勤職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤職員

(介護部分休業取得期間及び回数)

第17条 介護部分休業は、対象家族が一の要介護状態に至るごとに、当該介護部分休業の開始日から起算して3年の範囲内で、2回を上限として、別に定める介護部分休業申出書により申し出た期間内に、取得することができる。

(介護部分休業期間の終了)

第18条 介護部分休業を取得している非常勤職員が、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該介護部分休業は、その事由が生じた日（第3号から第5号までについては、その前日）をもって終了する。

(1) 介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。

(2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により、介護部分休業に係る対象家族と非常勤職員との親族関係が消滅したとき。

(3) 非常勤職員が身体障害者福祉法第4条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら対象家族を介護することが困難な状態となったときのほか、当該介護部分休業の開始日から起算して3年の範囲内で、通院、加療、入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。

(4) 介護部分休業をしている非常勤職員が産前産後休暇を取得するとき。

(5) 介護部分休業をしている非常勤職員が新たに介護休業又は育児休業を取得するとき。

2 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別に定める介護状況変更届に必要な応じて、証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。

3 学長は、前項の届出があった場合には、非常勤職員に別に定める介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業中の給与)

第19条 介護部分休業している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規程に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについては、給与規程による。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 非常勤職員は、介護休業又は介護部分休業を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成17年規程第15号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第116号)

この規程は、平成18年10月17日から施行する。

附 則 (平成20年規程第40号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第53号)

この規程は、平成22年7月12日から施行する。

附 則 (平成23年規程第17号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第76号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第9号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。